



2018年1月19日

各位

会社名 株式会社 タダノ
コード番号 6395
お問合せ先 執行役員常務 橋倉 荘六
TEL (087)839-5600

排ガス規制の緩和措置に関する米国環境保護庁への自己申告について

当社米国子会社であるTadano America Corporation（タダノ・アメリカ／本社：米国テキサス州ヒューストン市）とTadano Mantis Corporation（タダノ・マンティス／本社：米国テネシー州フランクリン市）は、当社グループが製造し米国にて輸入・販売した建設用クレーン車に搭載したエンジンについて、米国環境保護庁（United States Environmental Protection Agency、以下「EPA」）に自己申告をしましたので、下記のとおりお知らせします。

本件により、株主及び関係各位にご心配をおかけしますこととお詫び申し上げます。

記

1. 状況と背景について

EPAは、厳格化する米国のディーゼルエンジン排ガス規制に製造業者が柔軟に対応できるように規制の段階的緩和措置（Transition Program for Equipment Manufacturers、以下「TPEM」）*を設けています。今般、当社グループとしてTPEMの要請の一部を満たしていない可能性があることが判明し、Tadano America及びTadano Mantis の2社が、EPAへその旨を自己申告（2017年12月5日付）したものです。

* TPEMは、指定条件を満たした場合、本来は適用される最も厳しい（レベルの）排ガス規制に適合しないディーゼルエンジンを搭載したクレーン車を、一定期間かつ一定数量まで米国内で販売することができる措置のことです。

2. 当社グループの対応について

当社グループは、前記の状況を認識したのち、独立性ある米国法律事務所へ本件の徹底的な調査を行うよう依頼いたしました。当社グループはEPAへ真摯に対応し、本件解決に向け最大限努めてまいります。なお現在は、最も厳しい（レベルの）規制に適合するエンジンを搭載した建設用クレーンのみを販売しており、北米での販売に影響はないと考えております。

3. 業績に与える影響

現在、米国法律事務所の調査が進行中であり、今後、開示が必要な事由が判明しましたら、適時適切に対応いたします。

以上